

<受講料 無料>

※教材費：7,329 円は自己負担

パソコン基礎・簿記入門科

基礎から
しっかり
学ぶ

募集
期間

平成23年5月9日(月)～6月16日(木) <募集期間延長しました>

定員：20名 (応募者が少ない場合は訓練を中止することがあります)

受 講 生 募 集

訓練
期間

平成23年7月1日(金)～9月30日(金)

9:00～15:40 (土日祝は休み)

訓練対象者：OAに関する知識および操作技術、簿記の基礎知識を習得する等スキルアップを目指す方、また、それを活かして再就職を目指す方

訓練目標：オフィスソフト（文書作成・表計算・プレゼンテーションソフト）の基本操作から効率的に業務を遂行するための実務に沿った知識および操作技術、簿記の基礎知識を習得し、幅広い職種に対応できる人材育成を目指す

訓練修了後：・Microsoft Office Specialist(MOS) Using Microsoft Office Excel2007

取得できる ・日本商工会議所簿記検定3級

資格 ※受験については任意です

選考日：平成23年6月17日(金)

※面接による選考

結果通知日：平成23年6月19日(日)

選考および：株式会社グローバル・コミュニケーションズ

訓練場所 函館市富岡町2丁目4番21号

担当：笹谷、里村



株式会社 グローバル・コミュニケーションズ

<ご不明な点はお気軽にお電話ください>

TEL：0138-44-5610

受付時間：平日 9:00～18:00

訓練カリキュラム

訓練実施機関名：株式会社グローバル・コミュニケーションズ				
訓練コース名	職業横断的スキル習得訓練コース（IT 基礎分野）	想定する就職先の職務・仕事		
訓練科名	パソコン基礎・簿記入門 科			
訓練期間	平成 23 年 7 月 1 日～平成 23 年 9 月 30 日	一般事務、経理事務、営業事務 等		
訓練時間	9 時 00 分～15 時 40 分			
訓練内容	科目	科目の内容	時間	
	学 科	社会	開講式、ガイダンス、修了式	4
		パソコンの基礎知識	ハードウェアとソフトウェア、OS とアプリケーションソフト、情報モラル、セキュリティの必要性 等	10
		ビジネスコミュニケーション	職業人意識、コミュニケーションスキルの向上、ビジネスマナー、言葉づかい 等	18
		会計の基礎知識	簿記のしくみ、勘定科目と仕訳、試算表と精算表 等	110
		就職支援	職業適性テスト、応募書類（履歴書・職務経歴書・添え状）の作成 等	12
		安全衛生	VDT 作業（パソコン等を使った作業）と安全衛生	2
	実 技	パソコン基本操作	パソコンの基本操作、文字入力練習、ファイル・フォルダ管理	18
		文書作成実習	ビジネス文書の作成や表現力豊かな文書を作成する為の機能、保存・印刷 等	36
		表計算実習	表の作成や関数を利用した計算処理、グラフの作成、保存・印刷 等	36
プレゼンテーション実習		スライドの作成、アニメーション効果、スライドショー、配布資料・ノートの作成 等	30	
インターネット実習		インターネットを活用した情報検索、電子メール	12	
MOS2007 対策(Excel)		Microsoft Office Specialist(MOS)2007 合格を目標にした対策講座、模試	66	
職業人講話	企業経営者、採用担当者による「企業が求める人材と職業人意識」等	6		
訓練時間総合計	360.0 時間	(学科 156.0 時間 実技 198.0 時間 職業人講話 6.0 時間)		
座学の場合の訓練形態	集合型			

基金訓練の受講手続きの流れ



※ステップ 1 ハローワークにて職業相談後、「基金訓練受講申込書」が交付されます。

※ステップ 2 「基金訓練受講申込書」に必要事項を記入し、弊社にご持参ください。（面接時間をお伝えします）

※ステップ 4 弊社から「選考結果通知書」を郵送致します。

※ステップ 5 「選考結果通知書」をハローワークに提出し、「受講勧奨通知書」を受領してください。

訓練・生活支援給付金について

「訓練・生活支援給付金」とは、雇用保険を受給できない方（受給を終了した方を含む）が、ハローワークのあっせんにより基金訓練を受講する場合に、一定の要件を満たせば、中央協会から訓練期間中の生活保障として支給されるものです。

<訓練・生活支援給付金の支給月額>

- 被扶養者のいる方：12 万円／月
- それ以外の方：10 万円／月

<訓練・生活支援給付金を受給できる方の条件>

- ハローワークに求職登録されている方で、ハローワーク所長のあっせんを受けて、基金訓練を受講する方
- 雇用保険の求職者給付、職業転換給付金の就職促進手当及び訓練手当を受給できない方
- 世帯の主たる生計者である方（原則として、申請時点の前年の状況によります）
- 申請時点で年収見込みが 200 万円以下、かつ世帯全体の年収見込みが 300 万円以下の方
- 世帯全体で保有する金融資産が 800 万円以下の方
- 現在住んでいる所以外に土地・建物を所有していない方
- 過去 3 年間に不正行為により、国の給付金等の支給を受けていない方

※その他、訓練中に満たさなければならない受給条件もございます。詳細は、ハローワーク窓口でお尋ね下さい。